

別紙7. 排ガスの性状、その他について

設計計算上達成することができる排ガスの性状、その他の生活環境
への負荷に関する数値

排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のために達成
することとした数値

1. 排ガス基準 (排出口において)

- | | |
|----------|--|
| 1) ばいじん量 | 0.02g/m ³ (Nor.) 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 2) 硫黄酸化物 | 100ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 3) 塩化水素 | 100ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 4) 窒素酸化物 | 150ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |

2. ダイオキシン類 (コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含みます。)

- | | |
|---------------|--|
| 1) 大気排出基準 | 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下
(乾き O ₂ 12%換算、4時間平均値) |
| 2) スラグ等基準 | 3ng-TEQ/g 以下 |
| 溶融飛灰基準 | 3ng-TEQ/g 以下 |
| 3) 総量基準 (目標値) | 5μg-TEQ/t-ごみ以下 |

3. 排水基準

完全無放流方式

4. 騒音基準

敷地境界線において次の基準値以下とします。

昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	55dB
朝 夕 (午前 6 時～午前 8 時、午後 7 時～午後 10 時)	45dB
夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)	40dB

5. 振動基準

敷地境界線において次の基準値以下とします。

昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	60dB
夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)	55dB

6. 悪臭基準

臭気濃度 10 以下及び悪臭防止法にて定められた基準値以下とします。

悪臭の規制基準

特定悪臭物質	基準 ppm	特定悪臭物質	基準 ppm
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

7. 溶融スラグ及び飛灰固化物

溶出試験を行った場合は、土壌基準を適用し濃度を下記のとおりとします。

飛灰に係る基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
総水銀	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.3 mg/L 以下
鉛	0.3 mg/L 以下
六価クロム	1.5 mg/L 以下
ヒ素	0.3 mg/L 以下
セレン	0.3 mg/L 以下

溶融スラグに係る基準

項目	溶出基準
カドミウム	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下

8. その他

記載されていないその他の項目については、公害関連法令及びその他の法令に適合し、これを遵守し得る構造、設備とします。

別紙 8. 排ガスの性状の測定頻度に関する事項

排ガス性状の測定頻度に関する事項

(1) 法的な基準による測定頻度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係わるものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定するよう定めている。

また、大気汚染防止法施行規則において、煙突から排出されるばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は年二回以上行うよう定めています。

表8-1 に各規則による測定頻度を比較しました。

表8-1 排ガスの測定頻度に関する規則比較表

測定項目 規則等	一酸化 炭素	窒素酸 化物	塩化水 素	硫黄酸 化物	ばいじ ん	ダイオキシン類	
						排ガス中	ばいじん及 び焼却灰中
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行 規則 (第4条の5 維持管理上の 基準)	連続	6月に1回以上				毎年1回 以上	—
ダイオキシン類特別 対策措置法 (第28条 設置者による測 定)	—	—	—	—	—	毎年1回以上	
大気汚染防止法施行 規則 (規則 15 条 ばい煙量等 の測定)		年2回以上 (*1)		— (*2)	年2回 以上	—	—
本施設での測定頻度	連続	6ヶ月に1回以上				年1回以上	

(*1) 排ガス量40,000Nm³/h以上の施設は2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上

(*2) ばい煙量10Nm³/h以上の施設は2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上

(2) 測定頻度の設定

表8-1に示したように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、ダイオキシン類特別対策措置法及び大気汚染防止法施行規則に準じ、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）を六ヶ月に一回以上、測定を行うものとします。

別紙 9. 当該施設の維持管理に関する計画書

当該施設の維持管理に関する計画書

1. 処理対象ごみ

当該施設では、表1に示すように、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の4町から排出される可燃ごみ、破碎・選別後可燃物、農業系廃棄物、し尿汚泥および浄化槽汚泥を処理対象ごみとしており、計画処理量は表2に示す通りです。

表1 処理対象ごみ

① 一般ごみ
② 破碎・選別後可燃物
③ 農業系廃棄物
④ し尿および浄化槽汚泥

表2 計画処理量

事 項	算定結果
①計画収集人口 (人)	53,836
②計画1人1日平均排出量 (g/人日)	562
③年間平均処理量 (一般ごみ①×②÷1000) (t/日)	30.26
④年間平均処理量 (破碎・選別後可燃物) (t/日)	3.55
⑤年間平均処理量 (農業系廃棄物) (t/日)	2.77
⑥年間平均処理量 (し尿および浄化槽汚泥) (t/日)	0.27
⑦計画直接搬入ごみ量 (t/日)	8.15
⑧計画年間平均処理量 (③+④+⑤+⑥+⑦) (t/日)	45.01

計画収集人口は平成19年度の値

2. 維持管理

施設の維持管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に定められている基準を遵守するよう努めるものとします。

3. 維持管理人員及び有資格者の配置

計画施設の維持管理に支障のないよう維持管理人員を配置するものとします。また、維持管理及び運転管理上必要な有資格者については、適正な配置をします。維持管理人員等の配置は、次表のように計画します。

(1) 運転員人員配置

職務名	人員数						備考
	1班	2班	3班	4班	日勤	合計	
中央制御室監視	2	2	2	2	0	8	
補機の運転管理	2	2	2	2	0	8	
ごみクレーン操作	1	1	1	1	0	4	
プラットホーム管理	0	0	0	0	1	1	
計量員	0	0	0	0	1	1	
合計	5	5	5	5	2	22	

なお、各班とも計5名とし、交替勤務者合計は20名とします。

また、日勤運転員としてプラットホーム管理人1名、計量員1名とします。

(2) 日勤の整備職員

① 技術管理者	1名 (ごみ処理施設技術管理者)
② 運転管理者	1名
③ 電気・機械技術職	2名 (電気主任技術者)
④ 化学技術職	1名 (危険物取扱者)
計	5名

(3) 日勤の管理職員

① 所長	1名
計	5名

(4) 全体配置数

職務	勤務	人員数	備考
運転職員	交代勤務	20	1日2交代
	日勤	2	
整備職員	日勤	5	
管理職員	日勤	1	
合計		28	